

●平成 28 年分 社会保険料控除証明書の送付について

国民年金基金の掛金は、全額社会保険料控除の対象となります。

掛金の納付額証明として「社会保険料控除証明書」をお客様に送付しております。

確定申告まで大切に保管してください。

●送付時期

・1回目 平成 28 年 10 月 25 日（火）

・2回目 平成 28 年 11 月 18 日（金）

お手元に届くのは、上記発送日より 3 日程度後となります。

●送付対象者

・1回目

①平成 28 年 1 月から 10 月 3 日までに 1 か月以上掛金納付があった加入員または加入員であった方。

②一括納付を希望している加入員の方で 11 月 1 日に引落としされる方。（見込額で印字）

・2回目

1 回目の送付対象者以外の方で

①平成 28 年 11 月 1 日に引落としがあった方。

②平成 28 年 10 月 4 日から 11 月 1 日の間に「払込取扱票」で現金納付があった方。

③初回引落としが平成 28 年 11 月 30 日または 12 月 1 日となる方。（見込額で印字）

④一括納付を希望している加入員の方で 12 月 1 日に引落としとなる方。（見込額で印字）

●ご注意

①平成 28 年 11 月 2 日から 12 月 28 日までの間に「払込取扱票」で現金納付された場合は、平成 28 年 12 月及び平成 29 年 1 月に「社会保険料控除証明書」を再発行し送付します。確定申告には再発行したものをご使用ください。

②平成 28 年 10 月 21 日以降、新規に加入申出書を受け付けた方は掛金の引落とし開始が平成 29 年 1 月 4 日以降となるため、今回は送付されません。